

協賛金募集のご案内

一般社団法人 ECFoLAS(エクフォラス) は生きることに関難を感じたり、学校に行かない選択をした子ども達が安心して過ごせる”もうひとつの居場所”を作る活動をしています。学校法人めばえ学園と共にホースセラピーの魅力を生かした内容を充実したものにする為日々全力を尽くしております。つきましては、私達の活動にご理解ご協力をいただける企業様、個人様など、多くの皆様方からのご協賛を募集しておりますので、ご検討の程よろしくお願ひ申し上げます。

1. 協賛内容

(ア)個人 10,000 円/月 毎月 1 回引き馬乗馬体験をご利用いただけます。

(イ)法人・団体等 50,000 円/月 毎月 3 回引き馬乗馬体験をご利用いただけます。

(ウ)法人・団体等 100,000 円/月 毎月 6 回引き馬乗馬体験をご利用いただけます。

尚、(イ)(ウ)につきましては、貴社の看板設置と当法人 HP へ掲載させていただきます。

2. 募集期間 通 年 ※協賛内容は全て 1 年間のご契約となります。

3. 銀行振込の際はお問い合わせください。

4. お申し込み方法 別紙「寄付金申込書」をご記入の上、当法人あてにお送り下さい。

5. 協賛金のお振込は、銀行口座振り込みをお願いしております。お手数ですが、振込手数料のご負担をお願いします。

6. 協賛金のご入金を確認後「受領書」を発行いたします。

7. 当法人は、一般社団法人のため、寄付金控除の対象となりませんので、ご理解のほど、よろしくお願ひいたします。

ご協賛のお申込みについて

ご協賛をご希望頂ける方は、以下にご記入頂き、当法人宛に郵送又はファックス、メールにてお送りください。送付書は不要ですので、このままお送りください。

送付先 一般社団法人 ECFoLAS

〒270-1137 千葉県我孫子市岡発戸 1502-4

FAX 04-7130-9553 E-Mail wagaya@j3.gmob.jp

お問合せ 090-4310-9540 (井上)

一般社団法人 ECFoLAS 協賛金申込書

年 月 日

| | |
|-------------|--|
| ふりがな お名前 | |
| ご住所 | 〒 |
| ご所属（お勤め先など） | ご協賛期間 |
| 携帯番号・FAX 番号 | |
| E-Mail アドレス | |
| ご協賛の期間 | 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日まで |
| ご協賛の金額 | (ア) 個人 10,000 円/月 (イ) 法人・団体等 50,000 円/月 (ウ) 法人・団体等 100,000 円/月 |
| お振込み予定とお名義 | お振込み日 毎月 日 振込名義 |
| 受領書 | 要 ・ 不要 |

一般社団法人 ECFoLAS 協賛金取扱規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人 ECFoLAS（以下、「当法人」という。）が受領する協賛金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協賛金の種類及び募集)

第2条 当法人は、協賛者が用途を特定せずに協賛した協賛金とし、金銭以外の財産権は含まないものとする。また、当法人は、常時、協賛金を募ることができ、協賛期間は1年間とする。

(協賛条件)

第3条 当法人は、次の条件を付した協賛金は受け入れることができない。

- (1) 協賛後に協賛者が協賛の全部又は一部を取り消すこと
- (2) 協賛金の使用について、協賛者が会計監査を行うこと
- (3) 協賛金を受け入れることにより、当法人に財政負担を伴わせること
- (4) その他、法人運営上支障があると代表理事が認めた場合

(協賛の手続き)

第4条 協賛金等、当法人に協賛しようとするものは、書面（電磁的方法によるものを含む）にて協賛金の申し込みを行う。

2 当法人は、前項により協賛金の申し込みを受領したときには、第3条の基準に該当しないことを確認し、協賛金等の受け入れを行う。

3 協賛金等の受け入れが決定したときは、協賛者に対しその旨を通知するとともに、振込の依頼に関する書面を送付する。

(受領書等の送付)

第5条 協賛金を受領したときは、受領書を協賛者に送付するものとする。

(補足)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し、必要な事項があるときは、代表理事が他の理事の承認を得て別に定めるものとする。

(制定及び改廃)

第7条 この規程の制定及び改廃は、他の理事の承認を経て行う。

(附則)

この規程は、令和6年4月1日から施行し、令和6年4月10日から適用する。